

特殊詐欺防止広報啓発支援事業（緊急対応型雇用創出事業）公募実施要綱

1 趣旨

県内における特殊詐欺被害は、前年から大幅に増加し、極めて深刻な情勢にあることから、社会全体のこの種犯罪に対する抵抗力を強化するため、国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、金融機関等におけるATM警戒活動や店舗への協力依頼、戸別訪問や防犯チラシの配布等による広報啓発活動等に従事させながら、次の雇用までのつなぎの雇用を創出する事業を実施する。

実施に当たっては、盗難、事故、人の身体に対する危害等の発生に対して、警戒し防止する警備業を営む業者を公募し、事業の実施を委託する。

2 応募資格

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 警備業者（警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けて警備業務を営む者）とし、県内に事務所を有すること。

イ 総勘定元帳、出納整理簿、会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、業務日誌、賃金口座振込書及び社会保険料等手続き書類等の労務関係帳簿類が整備されており、又は今後整備することが確実であって、本事業に係る経理処理について、通帳口座等を他の事業と区別して作成するなど、事業を的確に遂行できる能力を有していること。

ウ 事業の実施に当たり、兵庫県警察との打ち合わせなどに適切に対応できること。

(2) 次のいずれかに該当する者は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業要件

(1) 警備業者が、特殊詐欺防止広報啓発支援員（以下「支援員」という。）を新たに雇用するものであること。

(2) 人件費は、総事業費に占める割合の7割以上とし、かつ、新規雇用する支援員の人件費は総人件費の3/4以上であること。

(3) 支援員は、派遣先警察署が管轄する地域内において、当該警察署長等の依頼を受け、主として次の活動に従事する。

ア 金融機関等のATM設置場所における顧客への注意喚起及び警戒活動

- イ 各戸への電話による注意喚起、防犯チラシの配布及び広報啓発活動
- ウ 郵便局及びコンビニエンスストア等に対する協力依頼活動
- エ キャンペーン等警察署の要請による広報啓発活動
- オ 県民に対する防犯情報の提供活動
- カ その他発注者の指示による活動

- (4) 支援員は、週29時間勤務とし、一律月額報酬150,000円で積算すること。
- (5) 研修の受講料及び受講中の賃金・交通費等については、警備業者が支払うこと。
- (6) 雇用に当たっては、警備業法、労働基準法等の法規・法令等を遵守すること。

4 対象経費

事業費の総額は、72,097千円（契約締結時の消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

5 応募手続き

- (1) 募集期間
令和2年9月4日（金）から令和2年9月17日（木）17時まで（必着）
- (2) 提出先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号
兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室対策第二係
電話：(078) 341-7441（内線3043）
- (3) 提出方法
直接持参又は郵送により提出することとし、FAXや電子メールでの提出は不可。
直接持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の9時から17時まで。
- (4) 提出書類及び提出部数
 - ア 応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本8部
 - イ 応募者概要（様式1付表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本8部
 - ウ 企画提案書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本8部
 - エ 誓約書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本8部
 - オ 経費積算見積書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本8部
 - カ その他提案事業を説明する書類（任意様式）・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本8部
 - キ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部
 - (ア) 定款（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - (イ) 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
 - (ウ) 県税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
 - (エ) 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
 - (オ) 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

(5) 費用負担

提案書の作成及び提出に要する経費は各応募事業者の負担とする。

(6) 応募に関する留意事項

ア 本要綱については、兵庫県警察ホームページよりダウンロードすることができる。

イ 応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

6 対象事業（受託事業者）の選定

(1) 選定方法

応募のあった提案事業は、別に定めるところにより設置する審査会において、以下に掲げる内容などにポイントをおいて、総合的に評価し、選定する。

ア 特殊詐欺被害の現状を認識し、被害防止するための活動について具体的な提案があること。

イ 提案した事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があること。

ウ 提案のあった事業者の規模・従業員数から見て、提案内容（新規雇用する失業者の人数や事業実施体制を含む。）等が妥当なものであること。

エ 特殊詐欺防止のための広報啓発活動を多角的に展開できるよう、妥当な所要経費を計上していること。

(2) 選定結果の連絡

選定結果は、兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室対策第二係から、全ての応募者に対して文書により通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

ア 「2 応募資格」に該当しない場合。

イ 要綱に違反又は著しく逸脱した場合。

ウ 審査会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

エ 応募書類に虚偽の記載を行った場合。

オ その他選定結果に影響を及ぼす虞がある不正行為を行った場合。

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や追加の書類の提出依頼、ヒアリング等を行う。

7 選定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消す場合がある。

8 委託契約の締結

(1) 契約に関する事務、事業の進行管理は、兵庫県警察で行う。

(2) 兵庫県警察は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。

この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(3) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は契約書面において示す。

- (4) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。
ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (5) 契約締結日は、令和2年10月上旬から10月中旬を目処とし、契約締結後は、契約書、特殊詐欺防止広報啓発支援事業仕様書及び特殊詐欺啓発支援業務実施要領に従って事業を実施する。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない若しくは支払った委託料の一部又は全部の返還が必要となる場合がある。
- (2) 契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、事業費、事業に従事した全労働者数及び新規雇用した支援員数、新規雇用した支援員の募集方法や雇用期間の事項を内容に含む実績報告書を兵庫県警察に提出する。
- (2) 履行期間中における事業の進捗状況や新規雇用した支援員の就労状況等について、毎月、雇用状況報告書を兵庫県警察に提出する。
- (3) その他必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

11 委託料の支払い

委託料については、新規雇用する支援員に係る人件費の変動等が見込まれることから、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、兵庫県警察が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

12 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 事業者は、本事業が兵庫県警察との委託契約に基づく公共事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 事業実施に当たっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等手続書類等の労務関係帳簿類を整備するとともに、本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、労務関係帳簿類（採用関係含む）、通帳並びに業務日誌等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、事業者等は検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があるこ

と。

13 実施要綱等に関する質問の受付

実施要綱等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

(1) 受付期間

令和2年9月4日（金）から令和2年9月14日（月）17時まで

(2) 質問方法

「(別添) 実施要綱等に関する質問票」を電子メール又はFAXにより提出すること。

(注) 電話での質問は受け付けない。

(3) 質問票の提出先

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室対策第二係

E-mail : seikatsuanzen@police.pref.hyogo.lg.jp

FAX : (078) 351-7842

(4) 回答方法

質問への回答は、原則、兵庫県警察のホームページに「特殊詐欺防止広報啓発支援事業に関するQ&A」を随時更新する中で回答する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 電子メールのタイトルに「【質問】 特殊詐欺防止広報啓発支援事業」と明記すること。

14 担当部局

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室対策第二係

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

電話 : (078) 341-7441 FAX : (078) 351-7842

E-mail : seikatsuanzen@police.pref.hyogo.lg.jp

(様式1)

特殊詐欺防止広報啓発支援事業応募申請書

令和 年 月 日

兵庫県警察本部長 吉岡健一郎様

郵便番号

住所

名称

代表者職氏名

印

特殊詐欺防止広報啓発支援事業（緊急対応型雇用創出事業）公募実施要綱に基づき、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

なお、同要綱「2 応募資格」に規定する応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- 1 応募者概要（様式1付表）
- 2 企画提案書（様式2）
- 3 誓約書（様式3）
- 4 経費積算見積書
- 5 その他提案内容を説明する書類（任意様式）
- 6 添付書類
 - 定款（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
 - 県税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
 - 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
 - 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

(様式1付表)

応募者概要

応募者名： _____

本社の 所在地	(現在)	〒	
	(起業時)	※ 現在地と同じ場合は、「同上」とお書きください。	
支店の数			
担当者	所属・氏名		
	連絡先		
	E-mail		
創立年月日		年	月 日
法人化年月日		年	月 日 ※法人化していない場合は記載不要です。
業種			
従業員数		人 (うち正社員 人)	
労働保険等の加入状況		労働保険 (加入・非加入) 社会保険 (加入・非加入) ※ それぞれについていずれかを○で囲んでください。	
主な事業内容			
主要取引先			
主要な取引金融機関		(名称)	(支店) 融資実績 (有・無)
関連・類似事業の実績 (過去3ヵ年)		※ 過去に地方公共団体から受託した緊急雇用関係事業があれば、①事業名、②事業期間、③委託者 (地方公共団体名) を記載してください。	

【記入に当たっての注意事項】

- (1) 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成してください。
- (2) 会社概要 (パンフレット) 等がある場合は、添付してください。

(様式2)

特殊詐欺防止広報啓発支援事業企画提案書

応募者名： _____

事業名	
事業目的	
事業内容	
新規雇用する 失業者の業務	
実施期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
事業に従事する 全労働者数	人 (うち新規雇用の失業者数 人)
事業実施体制	
実施地域	

【記入に当たっての注意事項】

- (1) 「事業名」欄は、実施する事業の内容が分かるように任意の名称を記載してください。
- (2) 「事業内容」欄は、事業に内容（全体像や事業スキーム）、実施方法及びスケジュール、事業効果等を具体的に記載するとともに、特長やセールスポイント等がある場合は併せて記入してください。また、具体的な事業内容等については、必要に応じて、任意の様式で別紙として作成してください。
- (3) 新規雇用する失業者の業務は具体的に記載してください。
- (4) 「事業実施体制」欄は、事業の実施体制や役割分担等について記載してください。外部専門家等を活用する場合は、その旨記載してください。
- (5) 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成してください。

(様式3)

誓 約 書

令和 年 月 日

兵庫県警察本部長 吉岡健一郎 様

(申請者)

事業者の名称

代表者の職・氏名

印

兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号（以下「条例」という。））を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例第2条第1項に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前二項に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について意義を唱えないこと。

(様式4)

経費積算見積書

応募者名： _____

(単位：円)

区 分	積算内訳 (単価・数量等)	見 積 金 額
新規雇用の失業者に係る人件費	(賃金) (通勤交通費) (その他諸手当) (社会保険料事業主負担分)	
小計(A)		
上記以外の人件費 (社員賃金)		
小計(B)		
その他経費		
小計(C)		
計 (D)=(A)+(B)+(C)		
消費税 (E)=(D)×消費税率		
合 計 (F)=(D)+(E)		

要件	A/ (A+B)	75%以上とすること。	%
	(A+B) /D	70%以上とすること。	%

【記入に当たっての注意事項】

- (1) 必要な項目が記されておれば、Excelファイルで作成した経費見積書でも差し支えありません。
- (2) 各区分に計上する見積金額は全て税抜き金額としてください。
- (3) 「積算内訳」欄のうち、人件費については、月(日)給、支給月数及び人数等を明示してください。その他の経費については、可能な限り、積算根拠(数量、単価)を明示してください。
- (4) 「上記以外の人件費」欄は、既存社員又は失業者以外の新規雇用の人件費を記載してください。日報、出勤簿等の関係書類等により、事業者等が実施する既存事業と明確に区分できるものに限りです。
- (5) 人件費は、総事業費に占める割合の7割以上とし、かつ、新規雇用する支援員の人件費は総人件費の3/4以上としてください。
- (6) 消費税免税事業者の場合は、「消費税」欄にその旨記載してください。
- (7) 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成してください。

(別添)

実施要綱等に関する質問票

兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室対策第二係 行

(E-mail:seikatsuanzen@police.pref.hyogo.lg.jp)

会社等名			
担当部署		担当者氏名	
E-mail			
電話番号		FAX番号	

質問No.	1	質問事項	
質問内容			

質問No.	2	質問事項	
質問内容			

特殊詐欺防止広報啓発支援事業仕様書

- 1 件名
特殊詐欺防止広報啓発支援事業
- 2 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 3 履行場所
県下全域とするが、特殊詐欺防止広報啓発支援員（以下「支援員」という。）の活動場所は以下のとおりとする。
 - (1) 神戸ブロック（以下12警察署管轄地域内）
東灘警察署、灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署
 - (2) 阪神ブロック（以下10警察署管轄地域内）
芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎東警察署、尼崎北警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署
 - (3) 東西播ブロック（以下11警察署管轄地域内）
明石警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、姫路警察署、飾磨警察署、網干警察署
- 5 受託者の要件
受託者は、警備業者（警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けて警備業務を営む者）とし、県内に事務所を有すること。
- 6 業務従事者
統括責任者 1人
現場責任者 3人
支援員 32人
- 7 支援員の勤務（活動）時間
週29時間勤務とし、平日のほか、必要に応じて土、日、祝日についても運用する。
- 8 委託業務従事者の条件等
 - (1) 警備業法第14条の規定による者であること。
 - (2) 心身ともに優良な資質を有し、業務の実施について適性を有する者であること。
 - (3) 上記のほか、支援員は下記の条件による。
 - ア コロナの影響による解雇や雇い止め、内定取り消し等により就労機会を失った者、もしくはコロナの影響で就労が困難になっている者（以下、「コロナ関係失業者等」という）を対象とした新規雇用者であること。なお、新規雇用対象者は、必ずしも公共職業安定所に求職申込みを行っている必要はないが、在職求職者（コロナの影響による離職が判明している者を除く）、学業を本務とする学生、求職活動を行っていない者は認められない。
 - イ 雇用・就業期間
本業務に従事する支援員の雇用期間は上記2の履行期間内とする。
 - ウ 失業者であることの確認
支援員の新規雇用に当たっては、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他コロナ関係失業者であることを証明できるものの提示を求めるなどの方法により、受託者は失業者であることを確認すること。
提出書類で確認できない場合は、自己申告書（別添1）の提出を求めること。
- 9 支援員の雇用要領
 - (1) 募集要領
支援員の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書等による募集、直接募集等においても、募集の公開を図ること。

- (2) 雇用に当たっては、離職した非正規労働者や中高年齢者、障害者その他就職が困難な者等に対する雇用に配慮すること。
- (3) 確実に所要の支援員を業務に従事させることができるよう、常に支援員の確保に配慮すること。

10 業務に必要とする物品等の調達

受託者は委託業務の推進のため次の物品等を調達しなければならない。費用の負担については受託者の負担とする。

- (1) 支援員の制服の調達
支援員の制服は、「制服着用要領」(別添2)のとおりとし、ブレザー、帽子、腕章、名札については、別紙仕様に基づき履行期間開始までに、調達すること。
- (2) 連絡用携帯電話
- (3) 移動に要する車両
- (4) 広報活動用チラシ、ポスター、防犯グッズ等
- (5) 防犯チラシ等を収納するための携行鞆
- (6) その他特殊詐欺防止広報啓発支援業務実施に必要とする経費
- (7) 備品については、リース又はレンタルとすること。

11 広報活動用チラシ等の調達における留意事項

業務に必要とする物品等のうち、広報活動用チラシ、ポスター、防犯グッズ等については、委託者と次の事項を協議の上、作製するものとする。

- (1) 品目及び数量
- (2) 規格・形状
- (3) デザイン
- (4) 納入期限
- (5) 作製にかかる費用

12 その他

- (1) 業務終了後は速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出しなければならない。
- (2) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (3) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により別途、特殊詐欺防止広報啓発支援業務実施要領として定めるものとする。
- (5) 本業務によって得られた成果は、委託者に帰属するものとする。

自 己 申 告 書

令和 年 月 日

様

氏名



私は、下記の応募要件に該当していることを申告します。

記

[応募要件]

※ 該当するものに☑を付けてください。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇、雇い止め等離職を余儀なくされた方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、就労が困難になっている方

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

制 服 着 用 要 領

制服は、以下の要領で着用するものとする。

1 受託者が準備する制服等

支援員1名について、男女別に応じ、以下のものを用意するものとする。

- (1) ブレザー（青一色の無地）
- (2) 帽子（青色、ポリエステルウレタン張り、「特殊詐欺警戒」の文字入り）
- (3) 腕章（ビニール製、黄色・「特殊詐欺警戒」の文字入り）
- (4) 名札

2 従事者が用意するもの

上記以外に着用する被服は従事者が用意すること。ただし、業務に適した服装とすること。

3 制服の着用方法

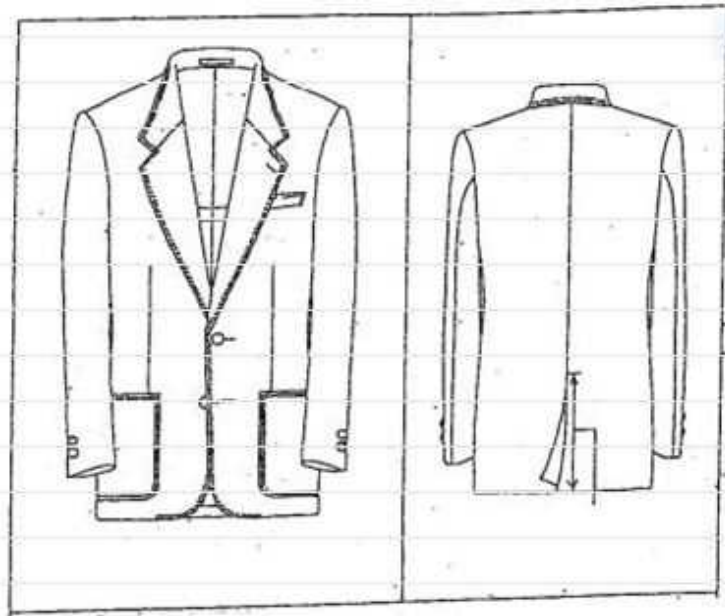
- (1) 支援員が業務を実施する場合は、ブレザー、ズボン、ワイシャツ(デザインや柄、色合いが派手なものは不可)、帽子、腕章、名札を着用するものとする。
- (2) 雨天時その他必要がある場合は、雨衣を着用することができる。
- (3) 支援員が業務を遂行する場合には、腕章及び名札を外部から見やすいよう着用するものとする。

別紙 (ブレザーの仕様)

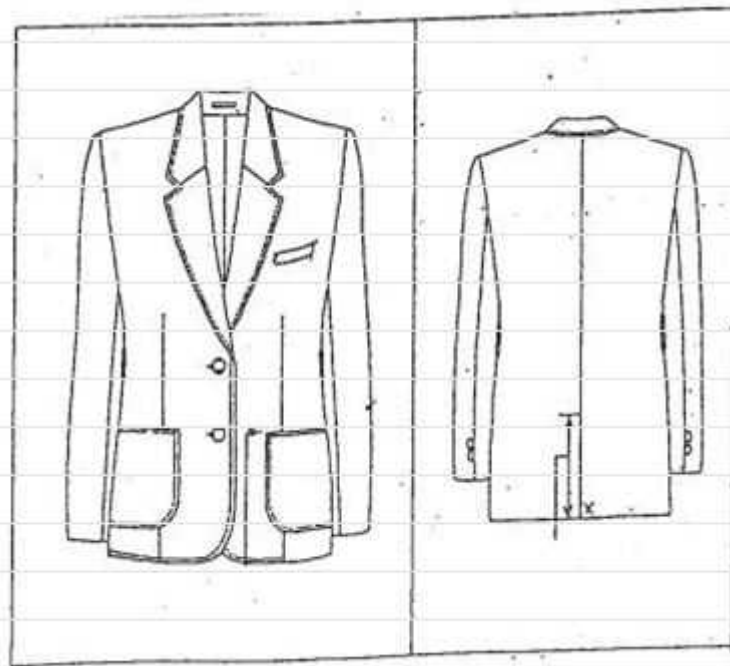
ブレザーの仕様について

- 1 生地色は青一色の無地とし、ボタン等の色は拘らない。
- 2 型は下記の図面様とし、衿の形、ポケットの形、ボタンの数、背面ベントの位置、有無、ステッチの有無等の仕様には拘らない。
- 3 広報啓発支援員として社会通念上ふさわしいこと。

男性用

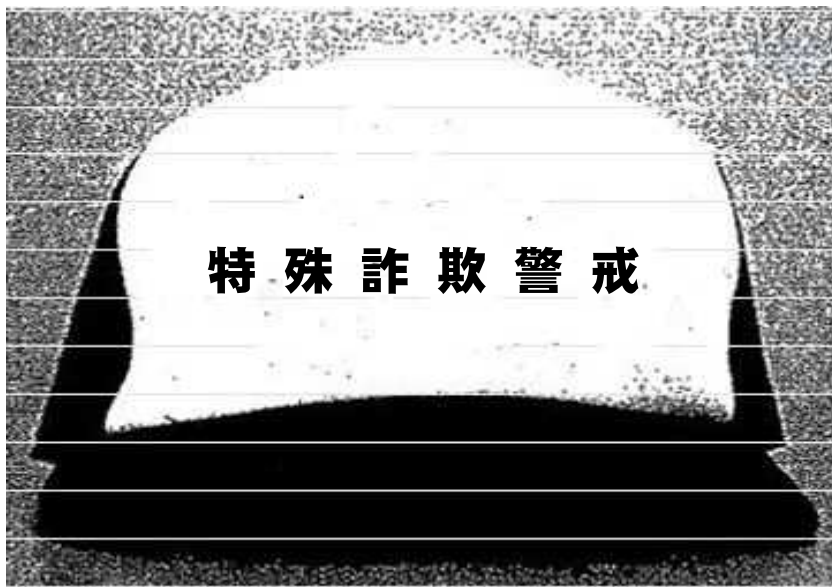


女性用

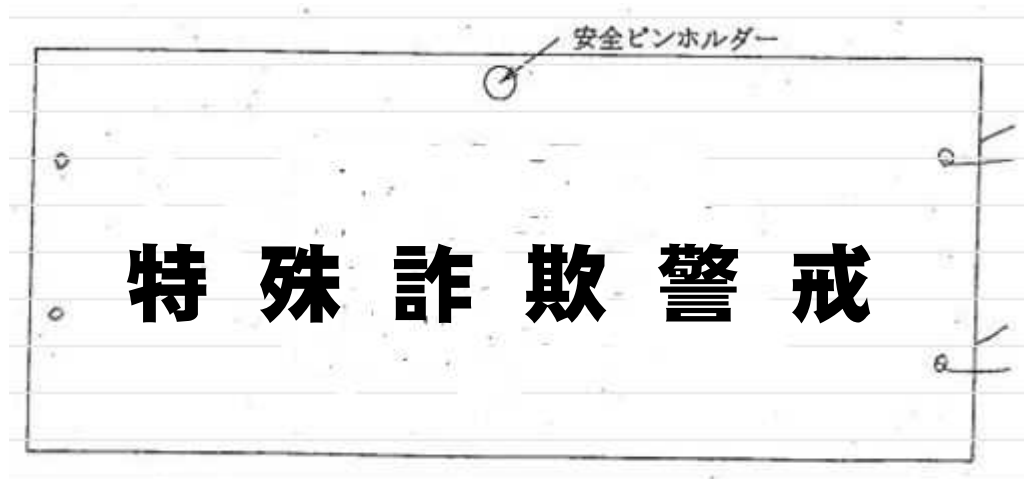


別紙（帽子・腕章の仕様）

帽 子 の 仕 様



腕 章 の 仕 様



黄色のビニール地に黒色文字で字体はゴシックとする。

別紙（名札の仕様）

名札の仕様

特殊詐欺防止広報啓発支援員の証	
<u>氏名 兵庫太郎</u>	
写真	上記の者は兵庫県警察本部の委託を受けた特殊詐欺防止広報啓発支援事業における広報啓発支援員であることを証する。
	令和2年 ● 月 ● 日
	兵庫県警察本部生活安全部 生活安全企画課長

- ネックストラップ名札2ウェイタイプ（参考：コクヨ ナフ D180）

委託契約書（案）

委託業務名称 特殊詐欺広報啓発支援事業（緊急対応型雇用創出事業）
委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
業務委託料 ￥ 〇〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇円）
契約保証金 ￥ 〇〇〇〇円

頭書業務の委託について、兵庫県警察本部（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、この契約、別添「特殊詐欺広報啓発支援事業仕様書」（以下「仕様書」という。）「特殊詐欺広報啓発支援業務実施要領」（以下「実施要領」という。）及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、特殊詐欺広報啓発支援事業委託業務（以下「委託業務」という。）を履行するものとする。

2 仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議してこれを定める。

（予定される事業費及び人件費）

第2条 この委託業務において予定される事業費は金〇〇〇〇円、うち人件費〇〇〇円以上、うち新規雇用するコロナ関係失業者等の人件費は〇〇〇〇円以上とする。

（業務に従事する予定の全労働者数及び新規に雇用する予定のコロナ関係失業者等数）

第3条 この委託業務に従事する予定の全労働者数は36人、うち新規に雇用する予定のコロナ関係失業者等数は32人とする。

2 乙は、労働者を新規に採用する際には、本人にコロナ関係失業者等であることを確認する義務を負う。

（新規に雇用する者の雇用期間）

第4条 この委託業務において、乙が新たに雇用する労働者の予定雇用期間は、最長令和3年3月末まで（契約締結日から令和3年3月31日）とする。

（新規に雇用する予定の労働者の募集方法）

第5条 乙は、委託業務で新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申し込みを行うほか、文書による募集又は直接募集等においても募集の公開に努めるものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金〇〇〇〇円を納付する。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

（甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第〇号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。）

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査報告等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の処理状況を調査し、雇用・就業等の状況の報告を求め、又は委託業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(委託業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、その責に帰すことができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付し履行期限の延長を求めるものとする。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第12条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が賠償するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(実績の報告等)

第13条 乙は、履行期限までに仕様書に定める成果物（以下「成果物」という。）を甲に提出するとともに、委託業務完了の日から起算して10日以内又は令和3年4月5日のいずれか早い日までに業務実績報告書（別紙様式 第1号）を甲に提出しなければならない。

2 前項の業務実績報告書の提出を受けたときは、甲は、10日以内に委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合における再検査については、前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第14条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払いの請求があったときは、業務実績報告書に基づき、正当な請求書を受領した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(業務委託料の精算等)

第15条 乙は、業務委託料を委託業務以外の経費に使用してはならない。

2 乙は、第13条第1項に規定する業務実績報告書の提出に合わせて、業務委託料の精算を行わなければならない。ただし、頭書業務委託料の金額を上限とする。

3 前項の精算においては、業務委託料から生じた収入がある場合は、その収入を第一順位で委託業務に要した経費に充当するものとし、業務委託料は第二順位で充当するものとする。

4 前2項の精算の結果、既に交付した業務委託料に残額が生じた場合は、甲は、乙に対して期限を指定してその返還を命ずるものとする。

(契約不適合責任)

第16条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するもの

でないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（適正な労働条件の確保）

第17条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（契約の解除等）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1）正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- （2）履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （3）正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。
- （4）乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第18条の2 甲は、乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でない認められるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第18条の3 甲は、第18条各号又は前条に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 5 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

7 前2条の規定によりこの契約を解除した場合において、既に委託料が支払済であるときは、甲は、その全部又は一部の返還を期限を指定して乙に命じることができる。

(暴力団等の排除)

第19条 甲は、第21条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又は第7条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第20条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第21条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第22条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。))を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(履行遅滞による違約金)

第23条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から違約金を徴収して、履行期限を延長することができる。

2 前項の規定による違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、業務委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。

(遅延利息等)

第24条 乙は、第15条第4項の規定による業務委託料の返還金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年2.6パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

2 乙は、第18条の3第7項の規定による業務委託料の返還を命じられた場合は、前払金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、当該返還金額につき年2.6パーセントの割合で計算した利息を甲に納付しなければならない。

3 乙は、第18条の3第2項又は前条第1項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第25条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が完了又は

解除された後も、同様とする。

2 乙は、委託業務を行うに当たり個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第 26 条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第 27 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、財務規則によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第 28 条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区分して経理するとともに、会計帳簿、会計伝票を備え付け、証拠書類とともに、委託業務の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

この契約の成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号

兵庫県警察本部

本部長 吉岡健一郎 印

乙 所在地 ○○○○

名称 ○○○○

代表者職氏名 ○○ ○○○○ 印

誓約書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記 1 又は 2 に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記 1、2 及び 3 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和〇年〇月〇日

兵庫県警察本部長 様

所在地 ○○○○
名称 ○○○○
代表者職氏名 ○○ ○○○○ 印

別記「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第9の2 乙は、この契約による特定個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者を定め、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、前項の承諾を得て特定個人情報を取扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、その再委託契約において、甲と乙との委託契約で定める義務を当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）が遵守するために必要な事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督及び特定個人情報に関する安全管理措置について、具体的に規定しなければならない。

3 乙は、前項の再委託を行った場合、再委託先の業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再委託先の業務の履行の状況を甲に報告しなければならない。

4 前2項の規定は、再委託先が第1項の承諾を得て特定個人情報を取扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。）する場合においても同様とする。

（資料等の返還等）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第12 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（遵守状況の報告）

第12の2 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める特定個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第14 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第15 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合には、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表 (第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

特殊詐欺広報啓発支援事業

2 誓約事項

- 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和〇年〇月〇日

兵庫県警察本部長 様

所在地 ○○○○

名称 ○○○○

代表者職氏名 ○○ ○○○○ 印

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- 労働契約法（平成19年法律第128号）
- 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

令和 年 月 日

様(甲)

住 所

受託者(乙) 印

業務実績報告書

委託業務名称	
委託期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

頭書業務の委託契約書第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり業務の実績を報告します。

記

1 事業費実績

事業費	円
人件費	円
新規雇用の失業者に係る人件費	円

2 雇用等実績（コロナ関係失業者等であることを確認できる書類（写）を添付のこと。）

区 分	本年度中に新規雇用し、本年度中に雇用期間を満了する者の数
当該業務に従事した全労働者数	人
上記のうち新規に雇用した失業者数	人

3 新規雇用者の募集方法（公共職業安定所を通して募集等、具体的に記入すること。）

--